

公益社団法人岐阜県ビルメンテナンス協会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県ビルメンテナンス協会（以下「この法人」という。）定款第28条の規定により、理事及び監事に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、定款第28条に基づき、次に掲げる区分により支給する。

- (1) 専務理事 年俸4,000,000円までの範囲
- (2) その他の理事及び監事 無報酬

(交通費)

第3条 この法人の理事及び監事が会議等に出席したときは、旅費規程の基準に従い、交通費を支給する。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第4条 専務理事の報酬は、当月分を当月21日（当日が休日の場合は、順次前日に繰上げ）に、現金又は本人が指定する銀行口座に振込みにより支給する。

2 旅費は、会議等開催の都度、現金で支給する。専務理事の旅費は旅費規程により支給する。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

附 則

この規程は、公益社団法人登記の日から施行する。